

平塚市津波避難計画

令和5年（2023年）1月修正版
平塚市

目 次

1	総 則	1
	(1) 計画の目的 (2) 用語の意味 (3) 津波避難計画の見直し	
2	避難対象区域等の状況	3
	(1) 本計画の想定津波 (2) 津波浸水想定区域 (3) 避難対象区域 (4) 津波避難ビル (5) 津波避難展望台 (6) 津波避難路の設定 (7) 津波避難経路の設定 (8) 避難方法	
3	初動体制の確立	7
	(1) 災害対策本部の設置基準 (2) 職員の動員・配備 (3) 参集場所 (4) 動員の発令による配備の場合の伝達方法	
4	避難誘導等に従事する者の安全確保	8
5	津波情報の収集、伝達	9
	(1) 津波情報の種類 (2) 津波情報の受理伝達	
6	避難情報の発令	10
	(1) 避難情報の発令基準 (2) 伝達方法 (3) 伝達内容	
7	津波対策の教育・啓発	11
8	津波避難訓練等	11
	(1) 津波避難訓練等の実施体制 (2) 訓練の内容	
9	地区別津波避難計画	12
	(1) なでしこ地区 (2) 花水地区 (3) 港地区	
10	その他留意点	20
	(1) 海岸利用者等の避難対策 (2) 避難行動要支援者の避難対策 (3) 関係機関との連携	
11	今後の津波避難対策について	21
	(1) 避難誘導標識の設置 (2) 津波避難ビルの指定拡充 (3) 津波避難施設の整備 (4) 津波避難訓練の実施 (5) 津波防災知識の普及、啓発 (6) 情報伝達体制の強化 (7) 津波ハザードマップの周知 (8) 堤防整備の要望 (9) 防潮機能の強化 (10) 立地適正化計画に基づく津波対策 (11) 係留船舶等対策 (12) 水門の管理 (13) 津波防災地域づくりに関する法律の推進	
	資 料1～7	23

1 総則

(1) 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による被害もさることながら、想定をはるかに超える巨大津波により岩手県、宮城県及び福島県などを中心とした東北地方太平洋側の沿岸部一帯において、甚大な被害をもたらしました。

本市においては、幸いにして大きな被害はなかったものの、「平塚市地域防災計画－地震災害対策計画－（以下、「地域防災計画」という。）」の改訂とともに、津波対策を重点に防災減災対策を推進してきました。

この計画は、平成27年3月に神奈川県が東日本大震災の教訓や国の新たな知見を取り入れて作成した津波浸水想定図を基に「地域防災計画」と整合を図りながら、市民等が津波から円滑な避難を確保するために必要な事項について、平成31年3月に定めたものです。

(2) 用語の意味

この計画において用いる用語の意味等は、次のとおりです。

用語	用語の定義等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいいます。
避難対象区域	津波が発生した場合に避難が必要な地域として、津波浸水想定区域に基づき、市が指定した区域をいいます。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲を指定しています。
津波避難路	津波から避難するための主な道路であって、市が設定するものをいいます。
津波避難経路	津波から避難するための経路であって、市民等が自ら設定するものをいいます。
津波避難ビル	避難者が津波から一時もしくは緊急に避難する施設として、市が指定するものをいいます。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象区域の外に定める場所であって、市民等が自ら設定するものをいいます。
バッファゾーン	津波浸水予測では浸水しないが、予測の不確実性を考慮し、浸水想定区域に隣接している区域をいいます。
逃げ地図	道路を歩いて避難する際に、浸水が想定されている区域内から避難目標地点まで最短経路を通ると、何分でたどり着けるかを示した地図をいいます。

(3) 津波避難計画の見直し

本計画は、神奈川県による被害想定等の見直しや津波避難訓練等で明らかになった課題、津波避難対策の実施状況に合わせて、地域防災計画と整合を図りながら必要に応じて、見直すものとします。

これまでの主な見直しの履歴は、次のとおりです。

頁	見直し箇所	理由	見直し年月
2	見直し履歴表の記載。	見直しの経過を残すため。	令和2年9月
6	「(5) 津波避難展望台」の追記。	令和2年9月に津波避難展望台を整備したため。	令和2年9月
10	「避難指示(緊急)」を「避難指示」に変更など、新たな避難情報名称への対応。	災害対策基本法の一部改正に対応するため。	令和4年3月
10	・「オレンジフラッグ」を「津波フラッグ」に変更。 ・「津波フラッグ」の概要について記載。	令和2年9月より、津波フラッグの運用を開始したため。	令和2年9月
11	「7 津波対策の教育・啓発」の手段に「平塚市公式 SNS」を追記。	令和2年度より、YouTube 防災ひらつかチャンネル、平塚市公式 LINE 等で啓発を行っているため。	令和2年9月
29	津波避難ビル「介護老人福祉施設 平塚富士白苑」の一時退避可能場所及び収容可能人数を変更。	当施設との協議により、一時退避可能場所及び収容可能人数を変更したため。	令和5年1月
31	「日立平塚ハウス」の津波避難ビル指定が解除となっている旨を記載。	令和元年10月31日付で「日立平塚ハウス」の津波避難ビルの指定が解除となったため。	令和2年9月
33	「資料5 津波避難展望台」の記載。	令和2年9月に津波避難展望台を整備したため。	令和2年9月
35	「資料7 神奈川県における津波避難フラッグ取扱い基準」の記載。	令和2年9月より、津波避難フラッグの運用を開始したため。	令和2年9月

※細かな語句の修正、訓練の履歴の追加等については、上記表に記載していない。

2 避難対象区域等の状況

(1) 本計画の想定津波

計画では、神奈川県が国の新たな知見を取り入れ見直した津波浸水想定図の中から本市への最大津波高が予想されている「元禄型関東地震と国府津 - 松田断層帯地震の連動地震」と最大浸水面積が予想されている「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を選定します。

ア 津波高が最大となる地震

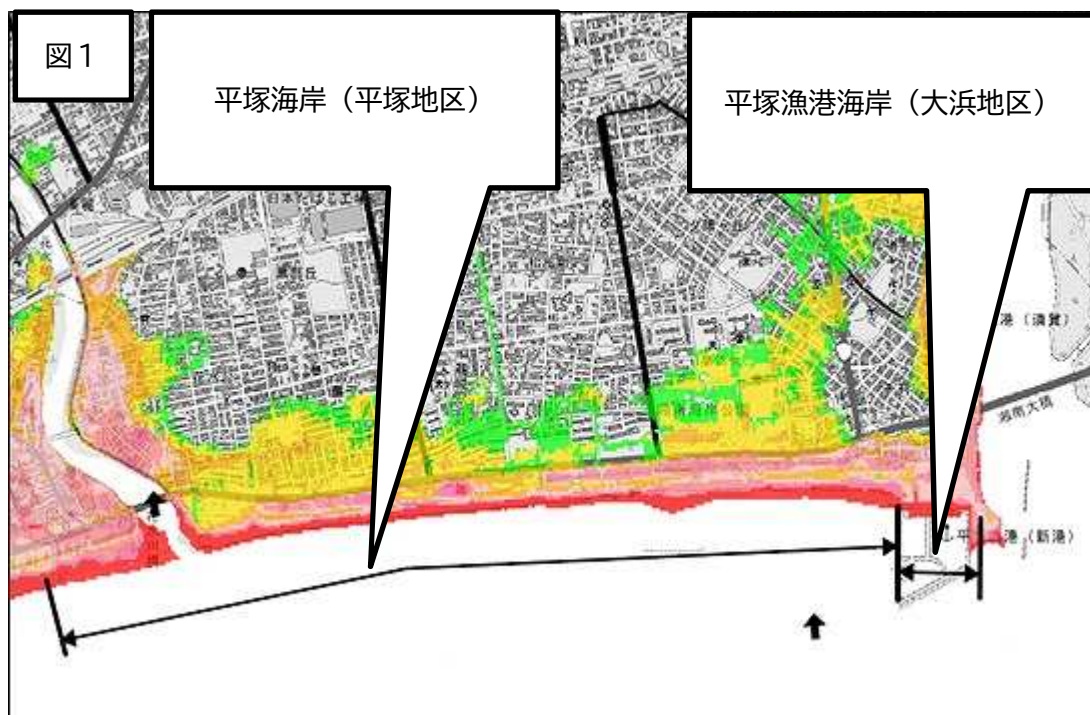
想定地震	最大津波高	最大波到達時間	地点
元禄型関東地震と国府津 - 松田断層帯地震の連動地震	9.6 m	6分	平塚海岸 (平塚地区)

※地点は、平成27年神奈川県津波浸水予測図による（図1）

イ 浸水域が最大となる地震

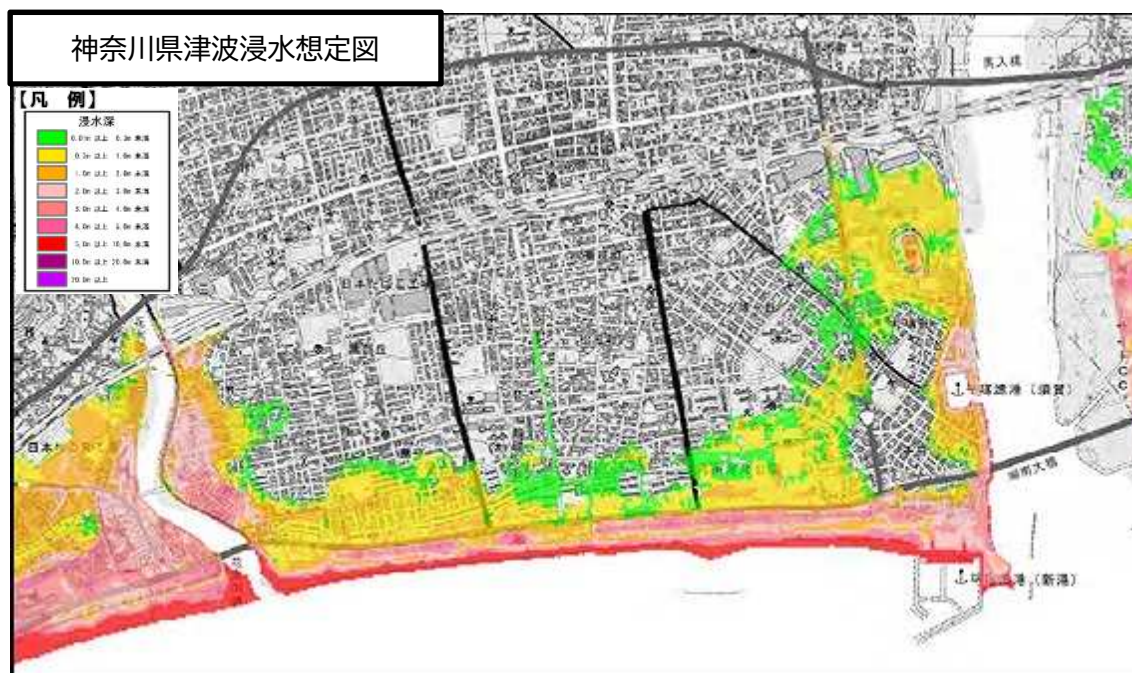
想定地震	最大浸水面積
相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	2.0 km ²

【平成27年神奈川県津波浸水予測図による地点】



(2) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波浸水想定区域は、次のとおり、「元禄型関東地震と国府津 - 松田断層帯地震の連動地震」及び「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」の浸水域を重ね合わせたものとしします。



※ 津波浸水想定区域については、「資料1 神奈川県津波浸水想定図」を参照。

(3) 避難対象区域

最大クラスの津波浸水想定区域を基に、次のとおり設定します。

【避難対象区域】 <大津波警報・津波高5m又は10m>

老松町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、撫子原、虹ヶ浜、花水台、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘

【避難対象区域】 <大津波警報・津波高10m超>

老松町、榎木町、黒部丘、久領堤、幸町、桜ヶ丘、**四之宮3丁目**、**四之宮4丁目**、**須賀**、董平、千石河岸、袖ヶ浜、代官町、高浜台、唐ヶ原、**中堂**、**長瀬**、撫子原、虹ヶ浜、花水台、**東八幡5丁目**、馬入、馬入本町、札場町、松風町、桃浜町、**八重咲町**、夕陽ヶ丘、龍城ヶ丘

※ 表中で網かけしている大字は、バッファゾーンの区域です。

※ 津波高10m超の場合は、津波ハザードマップにおけるバッファゾーンまで避難対象区域を拡大させます。

※ 避難対象区域の詳細については、「資料2 避難対象区域」及び「資料3 避難対象区域図」を参照。

(4) 津波避難ビル

大津波警報が発表されたときに、避難者が緊急に避難するための場所として、避難対象地域内にある公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定しています。

なお、津波避難ビルについては、原則として次の要件を満たしているものを指定しています。

ア 津波浸水想定区域
①新耐震設計基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすもの。または、躯体部分の耐震改修工事を施工し、新耐震設計基準と同等と認められる補強を実施したもの。
②鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であること。
③3階以上であること。
④3階以上の階に、一時退避が可能な共用場所（廊下、階段室等）を有し、市民等が一時退避することが可能であること。
⑤一時退避場所として、無料で使用できること。

イ バッファゾーン及び隣接区域
①新耐震設計基準（昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準）を満たすもの。または、躯体部分の耐震改修工事を施工し、新耐震設計基準と同等と認められる補強を実施したもの。
②鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であること。
③3階以上であること。
④3階以上の階に、一時退避が可能な共用場所（廊下、階段室等）を有し、市民等が一時退避することが可能であること。
⑤一時退避場所として、無料で使用できること。
ただし、バッファゾーン及び隣接区域内において、上記要件を満たす建築物がない又は極端に少ないときは、②、③及び④の指定要件を次のとおりとする。
⑥鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は、鉄骨造（S）であること。
⑦2階以上であること。
⑧2階以上の階に、一時退避が可能な共用場所（廊下、階段室等）を有し、市民等が一時退避することが可能であること。

※ 指定している津波避難ビルについては、「資料4 津波避難ビル一覧表（令和2年9月現在）」を参照。

(5) 津波避難展望台

海岸利用者等が、地震時の津波から一時的に避難するための施設として、津波避難展望台を湘南ひらつかビーチパーク内に整備しました。

※津波避難展望台の詳細については、「資料5 津波避難展望台」を参照。

(6) 津波避難路の設定

津波浸水想定区域内から津波浸水想定区域外へ円滑に避難するために使用する主な道路（国道、県道及び市道）を津波避難路として設定しています。

なお、津波避難路の設定については次の事項に留意し、設定しています。

- ア 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としないこと。
- イ 津波の進行方向と同方向に避難するように設定する（海岸沿いであれば北へ、河川沿いであれば東西へ津波到達地点から離れていくように設定）。
- ウ 建物の倒壊等で道路閉塞が考えられるため、十分な幅員（4 m以上）が確保されていること。

【津波避難路】	
国 道	129号、134号
県 道	61号（平塚伊勢原線）、607号（平塚港平塚停車場線）、 608号（平塚停車場袖ヶ浜線）
市 道	幹道21号（八重咲町袖ヶ浜線）、幹道39号（平塚駅稻荷山線）、 幹道42号（平塚大磯海岸線）、幹道43号（海岸南中線）

※ 津波避難路の詳細については、「資料6 津波避難路図」を参照。

(7) 津波避難経路の設定

津波避難経路は、避難目標地点（津波浸水想定区域外）までの避難経路を次の事項に留意し、市民等が自ら設定します。

- ア 建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- イ 最短時間で避難目標地点に到達できること。
- ウ 複数の迂回路が確保されていること。
- エ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- オ 原則、津波の進行方向と同方向へ避難すること（海岸沿いであれば北へ、河川沿いであれば東西へ津波到達地点から離れていくように設定）。

(8) 避難方法

避難方法は、原則として徒歩によるものとします。

自動車等を利用して避難することは、次の理由から円滑な避難ができないおそれがあるため、できる限り避けることとします。

ただし、避難行動要支援者等が円滑に避難するためには、自動車等を利用するなど地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要があります。

- ア 建物の倒壊、転倒・落下物等により、道路が閉塞するおそれがあること。
- イ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や事故が発生するおそれがあること。
- ウ 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

3 初動体制の確立

初動体制の確立については、地域防災計画「第4章災害時の応急対策 第1節災害対策本部の設置と運営」の抜粋です。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 自動設置

気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報または津波警報を発表したとき。

イ 状況等を判断して設置

本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。

(2) 職員の動員・配備

ア 自動参集による配備

参集基準	配備内容	職員の対応
気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報を発表したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制。	相模湾・三浦半島津波予報区の大津波警報、津波警報の情報を覚知した場合には、動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。

イ 動員発令による配備

参集基準	配備内容	職員の対応
気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	災害の状況により、職員の一部を配備し、事態の推移により、必要人員を増員するなど、臨機に災害応急対策に当たる体制。	動員の発令があった場合には、速やかに所定の場所に参集する。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
ア 各部長	災害対策本部設置場所
イ 部長から指定があった職員	指定された場所
ウ 避難所配備職員 公民館配備職員 情報拠点配備職員	あらかじめ定められている場所
エ 初期対応班職員	災害対策本部設置場所

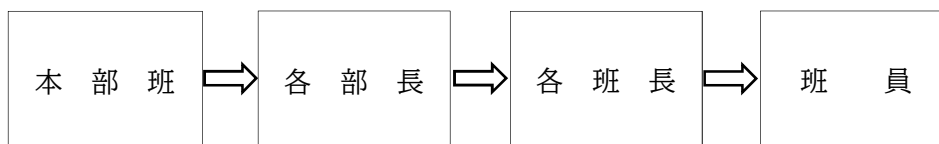
(4) 動員の発令による配備の場合の伝達方法

ア 勤務時間中

本部班が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。

イ 勤務時間外、休日

次の順位で速やかに伝達します。



4 避難誘導等に従事する者の安全確保

市職員は、次の事項に留意し、平塚警察署と連携をとりながら、消防団、自主防災組織等関係機関の協力を得て、避難誘導等に従事します。

ア 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提とする。

イ 津波到達までの時間が短いと予想された場合は、避難誘導に従事している職員等は避難を呼びかけながら市民等と一緒に避難すること。

5 津波情報の収集、伝達

津波情報の収集、伝達については、地域防災計画「第4章災害時の応急対策 第6節津波対策」の抜粋です。

(1) 津波情報の種類

気象庁が発表する津波警報・注意報の種類、発表基準、発表される津波高は以下のとおりです。

種類	発表基準	発表される津波高	
		数値での発表 (津波高予想区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波高が高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波高が高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波高が高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	標記なし

(2) 津波情報の受理伝達

気象庁から津波情報が発表されたときには、速やかに沿岸の市民等に防災行政無線、緊急速報メール及びツイッター等で伝達します。また、湘南ひらつかビーチパークにおいては、海岸利用者に対して津波フラッグ※により情報伝達します。

なお、大津波警報、津波警報発表時には、全国瞬時警報システム(Jアラート)にて自動的に注意喚起を行います。

※津波フラッグの仕様等

○旗の色彩：赤と白の格子模様

○旗の形：方形(四角形)

○その他：仕様等の詳細については、「資料7 神奈川県における津波フラッグ取扱基準」を参照。

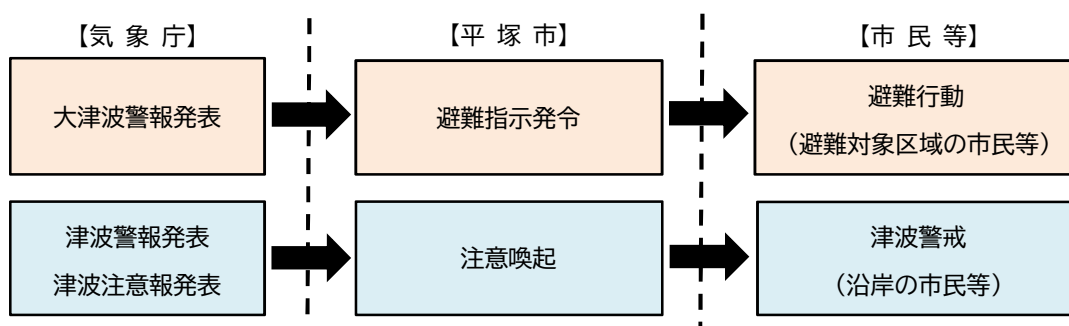
赤	白
白	赤

6 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令基準

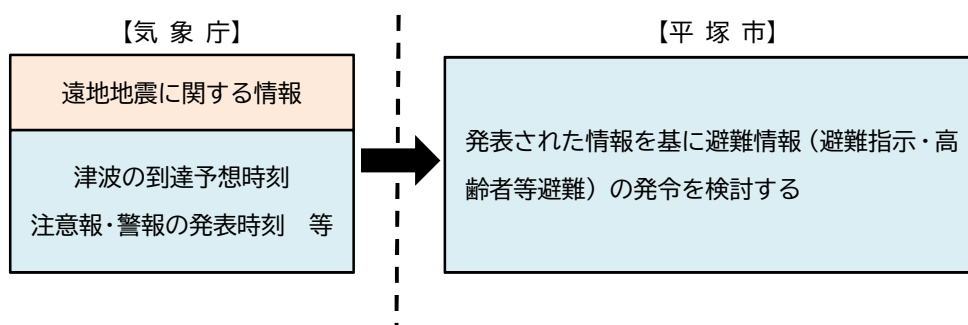
気象庁から平塚市の津波予報区である「相模湾・三浦半島津波予報区」に大津波警報が発表された場合に、避難対象区域に対して避難指示を発令します。

なお、津波警報・注意報が発表された場合には、沿岸の市民等に対し、津波警戒の注意喚起を行います。



また、遠地地震（平塚市から遠く離れた場所で発生した地震）に伴う津波は、到達まで相当な時間が掛かるため、気象庁は、津波警報等を発表する前から津波の到達予想時刻や注意報警報の発表時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。

そのため、遠地地震に伴う津波については、避難指示以外にも早めの高齢者等避難の発令について検討します。



(2) 伝達方法

市は、防災行政無線、サイレン、広報車、緊急速報メール等のほか、SCN、FM湘南ナパサへ緊急放送を要請し、避難情報を伝達します。

(3) 伝達内容

伝達内容には、津波到達予想時間に応じて「津波情報の発表」や「実施すべき避難行動」、「避難対象区域」等の内容を含め、分かりやすいものとします。

7 津波対策の教育・啓発

市は、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波に対する心得、津波からの避難方法等を次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施します。

手段	内容	啓発の場
平塚市地域防災計画	津波情報の種類	家庭
ひらつか防災ガイドブック	津波発生時の行動	学校
津波ハザードマップ	津波に対する心得	地域
防災啓発用DVD	津波浸水想定	企業
平塚市ホームページ	津波被害の記録	公共施設
平塚市公式 SNS※		各種イベント
FM湘南ナパサ		
防災講話		
防災パネル展		
海拔表示板		

※Twitter 防災ひらつか、YouTube 防災ひらつかチャンネル、平塚市公式 LINE 等

8 津波避難訓練等

津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、避難経路や避難に係る時間を把握するなど避難方法を身に付けるとともに、津波からの早期避難意識を高めるため、津波避難訓練等を実施します。

(1) 津波避難訓練の実施体制

市や自治会、事業者等が実施する津波避難訓練等では、住民のみならず学校、社会福祉施設、事業所等の従事者や海岸利用者等の幅広い参加を促します。

(2) 訓練の内容

ア 津波避難訓練

平塚市津波ハザードマップを基に、実際に浸水域外や最寄りの津波避難ビルへ避難を行い、避難先及び避難経路を確認します。また、学校施設での避難方法や避難誘導體制についても確認します。

イ 図上訓練（逃げ地図）

平塚市津波ハザードマップを活用し、自宅や職場から浸水域外へ最短距離で避難する経路や避難までの所要時間について検討し、地域ごとに「逃げ地図」を作成します。作成した「逃げ地図」は、津波浸水想定区域内の公民館（須賀、花水、なでしこの3館）及び公立学校、津波避難ビル等に閲覧用として配架します。

9 地区別津波避難計画

地区別津波避難計画では、浸水が想定されている各地区を対象に地域の留意点や津波避難ビル等を逃げ地図とともに記載しています。

(1) なでしこ地区

ア 対象自治会

黒部丘西部自治会、黒部丘第一親睦会、唐ヶ原自治会、撫子原自治会、
虹ヶ浜西部自治会、花水台自治会、平塚ガーデンホームズ自治会

イ 実施訓練

- ・平成28年度津波避難訓練（撫子原自治会）
- ・平成29年度津波避難訓練、図上訓練（なでしこ地区）
- ・平成30年度津波対策訓練（唐ヶ原自治会）
- ・令和元年度津波対策訓練（唐ヶ原自治会、平塚ガーデンホームズ自治会）
- ・令和3年度津波避難訓練（なでしこ地区）
- ・令和4年度津波対策訓練（なでしこ地区）

ウ 留意点

- ・海岸だけでなく河川（金目川水系）からの浸水についても留意すること
- ・浸水域外への避難に時間を要する場合は津波避難ビルへの避難を検討すること
- ・橋を使用しない避難経路を選定すること
- ・大磯町方面（浸水域外）への避難も検討すること

エ 津波避難ビル

現在、本地区内では以下のとおり7施設を津波避難ビルとして指定しています。

番号	施設名称	所在地
1	サニーレジデンス平塚I	撫子原9-9
2	介護老人福祉施設平塚富士白苑	唐ヶ原1
9	ダイアパレス湘南虹ヶ浜オーシャンビュー	虹ヶ浜24-25
68	撫子グリーンハイツ	撫子原12-64
76	県立平塚工科高校	黒部丘12-7
77	なでしこ小学校	花水台42-1
79	平塚ガーデンホームズ	唐ヶ原123-2

※表中にある番号は、次項の「逃げ地図」中にある番号を指します。

(2) 花水地区

ア 対象自治会

黒部丘東部自治会、董平自治会、袖ヶ浜自治会、虹ヶ浜東部自治会、
松風町自治会、桃浜町自治会、龍城ヶ丘自治会、八重咲町自治会

イ 実施訓練

- ・平成29年度津波避難訓練、図上訓練（花水地区）
- ・令和3年度津波避難訓練（花水地区）

ウ 留意点

- ・浸水域外への避難に時間を要する場合は津波避難ビルへの避難を検討すること
- ・幹道43号（海岸南中線）の浸水時間や浸水深に注意して避難経路を検討すること

エ 津波避難ビル

現在、本地区内では以下のとおり32施設を津波避難ビルとして指定しています。

番号	施設名称	所在地
3	オーシャンステイツ湘南平塚グランフィールド	黒部丘6-19
4	オーシャンステイツ湘南平塚オリビアシティ	黒部丘6-48
5	ビオラハウス	董平16-30
6	野崎ビル	董平8-7
7	グランノエル湘南すみれ平プレミアムコースト	董平1-5
8	パレ平塚すみれ平	董平12-12、15-1
10	サーパス湘南龍城ヶ丘	龍城ヶ丘2-33
11	レジェンド湘南平塚	桃浜町30-5
12	オハナ平塚桃浜	桃浜町8-5
13	グランマーレ湘南アプレ	桃浜町6-16
14	レジデンス平塚	桃浜町31-4
15	株式会社葦本社ビル	八重咲町12-28
16	神奈中本社ビル	八重咲町6-18
17	グランドホテル神奈中平塚別館	八重咲町7-37
18	藤和シティホームズ平塚八重咲Ⅱ	八重咲町23-29
19	平塚八重咲町三和プラザ	八重咲町18-27
20	グラン・クロワージュ平塚八重咲	八重咲町23-23
21	藤和シティホームズ平塚八重咲	八重咲町24-34
22	ソレイユ松風	松風町28-41
23	マスターズアドレス湘南松風	松風町19-6
24	日立平塚ハウス（令和元年10月に指定解除）	
25	ビッグヴァン平塚松風町	松風町20-26
26	ふれあい平塚ホスピタル	袖ヶ浜1-12

27	湘南ふれあいの園平塚	袖ヶ浜1-12
28	横浜ゴム株式会社湘南セミナーハウス	袖ヶ浜19-15
29	湘南袖ヶ浜レジデンス オーシャンフロント・マリンテラス棟	袖ヶ浜1-12-1
30	湘南袖ヶ浜レジデンス ガーデンヴィラ棟	袖ヶ浜1-12-2
31	湘南袖ヶ浜レジデンス シーガルコート棟	袖ヶ浜1-12-3
32	オハナ平塚袖ヶ浜	袖ヶ浜20-46
33	藤和シティホームズ湘南袖ヶ浜ブリーズステージ	袖ヶ浜5-11
70	なぎさふれあいセンター	袖ヶ浜20-1
74	花水小学校	龍城ヶ丘5-62
75	浜岳中学校	龍城ヶ丘4-26

※表中にある番号は、次項の「逃げ地図」中にある番号を指します。

24番 日立平塚ハウスは、令和元年10月31日付で津波避難ビルの指定が解除となっています。

(3) 港地区

ア 対象自治会

グレースiapark自治会、幸町自治会、湘南高浜台ハイツ自治会、
須賀北町自治会、千石河岸自治会、代官町自治会、高浜台自治会、
パークサイド平塚自治会、札場横町自治会、夕陽ヶ丘自治会

イ 実施訓練

- ・平成29年度津波避難訓練、図上訓練（港地区）
- ・令和2年度津波対策訓練、図上訓練（港地区）
- ・令和3年度津波避難訓練（港地区）

ウ 留意点

- ・海岸だけでなく河川（相模川）からの浸水についても留意すること
- ・浸水域外への避難に時間を要する場合は津波避難ビルへの避難を検討すること
- ・浸水域が複雑な箇所については、浸水時間や浸水深に注意して避難経路を検討すること

エ 津波避難ビル

現在、本地区内では以下のとおり25施設を津波避難ビルとして指定しています。

番号	施設名称	所在地
34	ダイアパレスグランデージ湘南平塚	高浜台30-3
35	アイディーコート平塚海岸	高浜台27-22
36	パークサイド平塚	高浜台29-1
37	ジュネパレス平塚第16	夕陽ヶ丘27-21
38	グレースiapark湘南平塚	夕陽ヶ丘63-12
39	夕陽ヶ丘テラス	夕陽ヶ丘36-16
40	医療法人社団 松和会 望星平塚クリニック	代官町23-1
41	ライオンズシティ平塚	代官町3-8
42	米善ビル（ダンロップスポーツクラブ平塚）	代官町1-16
43	プレステージ代官町	代官町6-3
44	代官町ビル	代官町6-5
45	サングレイス湘南平塚駅前	代官町10-7
46	レクシオ平塚代官町	代官町23-21
47	サーパス湘南代官町	代官町25-12
48	OSC湘南シティ	代官町33-1
49	エクセルマンション平塚	代官町7-35
50	日神パレスステージ湘南平塚	代官町1-35
51	ユニディ湘南平塚店	久領堤1-2
52	パテラスクエア平塚	幸町27-19
53	ポートテラス浦田	幸町26-15
54	シーサイドパレス平塚	千石河岸49-1

7 1	県立高浜高校	高浜台 8 - 1
7 2	平塚競輪場	久領堤 5 - 1
7 3	港小学校	夕陽ヶ丘 2 2 - 1
7 8	太洋中学校	高浜台 7 - 1

※表中にある番号は、次項の「逃げ地図」中にある番号を指します。

10 その他留意点

(1) 海岸利用者等の避難対策

津波情報発表時には、防災行政無線やサイレン等の様々な手段を活用して、海岸利用者等へ避難や注意を呼びかけます。

また、避難場所の表示や津波広報板といった標識等の設備点検の実施や「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」に基づき、津波避難施設の整備や検討を進めており、令和2年9月には、海岸利用者等が一時的に避難するための施設として、湘南ひらつかビーチパーク内に津波避難展望台を整備しました。

(2) 避難行動要支援者の避難対策

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、次の避難対策を実施するものとします。

ア 情報伝達

防災行政無線による伝達は、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい文案を定めます。また、津波情報発表時には、サイレン音とともに伝達文を放送します。

イ 地域との関係

地域による日頃からの見守りや声かけ等を行うことにより、顔の見える関係を作り、地域コミュニティの中で支援を受けられるようにします。

避難行動要支援者自身も積極的に地域と関わり、自らより良い地域との環境作りに努めます。

また市は、地域で避難行動要支援者制度について説明等を行うことにより、避難支援等関係者の確保に努めます。

ウ 避難経路の確認

津波ハザードマップや津波避難訓練等を通じて、日頃から津波の到達時間や高さ等を踏まえ、避難経路を確認し、自らの特性に応じた避難経路を設定するように啓発します。

(3) 関係機関との連携

津波情報発表時には、平塚市漁業協同組合に対して海面監視の依頼や湘南海上保安署、平塚警察署等と連携し津波情報を収集します。

1 1 今後の津波避難対策について

本市における津波浸水想定や課題を踏まえ、本計画で設定した避難対象区域や津波避難路等に対して市の関係各部が連携し、以下の津波避難対策について推進していきます。

(1) 避難誘導標識の設置

津波浸水想定図や津波避難路を参考に津波浸水想定区域内から浸水想定区域外への避難を目的とした避難誘導標識を設置することにより、津波襲来時に津波浸水想定区域内にいる市民等の円滑な避難を確保します。

(2) 津波避難ビルの指定拡充

津波避難ビルの指定要件を基に津波浸水想定区域及びバッファゾーンについて、引き続き津波避難ビルの協定締結を拡充します。

また、津波浸水想定区域内で既に指定している津波避難ビルについては、構造条件（水圧、波力、振動、衝撃等により、損壊、転倒、滑動等構造耐力）の対策について検討します。

(3) 津波避難施設の整備

「ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ」に基づき、湘南ひらつかビーチパークや龍城ヶ丘プール跡地において、海岸利用者の安心・安全対策として、津波避難施設の整備や検討を進めます。

※令和2年9月 湘南ひらつかビーチパーク内に津波避難展望台を整備しました。

(4) 津波避難訓練等の実施

津波浸水想定区域及びその周辺地区を対象に、避難経路や避難に係る時間を把握するなど避難方法を身に付けるとともに、津波からの早期避難意識を高めるため、引き続き津波避難訓練等を実施します。

(5) 津波防災知識の普及、啓発

広報紙、パンフレット等の広報媒体を利用するとともに、講演会、防災訓練等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識の普及、津波対策の周知等を行います。

(6) 情報伝達体制の強化

防災行政無線や緊急速報メール等の各種情報ツールによる円滑な情報配信を行うために、引き続き、関連資機材の整備点検や訓練等を実施します。

(7) 津波ハザードマップの周知

神奈川県が平成27年に発表した津波浸水想定図に基づき改訂した津波ハザードマップの市民への周知や避難訓練等での活用を図ります。

(8) 堤防整備の要望

相模川及び金目川における堤防整備について、管理者である国・県に対して要望します。

(9) 防潮機能の強化

新港周辺地区における津波対策として、新港における防潮堤の拡充や必要な基盤整備を行うことにより防潮機能の強化に努めます。

(10) 立地適正化計画に基づく津波対策

立地適正化計画において、一部の津波浸水想定区域等災害リスクの高いエリアについて、防災意識を高める区域指定を検討し、津波対策の充実を図ります。

(11) 係留船舶等対策

河川に係留されている船舶や不法工作物による浸水被害の拡大を防止するため、国・県と連携し、船舶所有者等に対し適切な管理を促進します。

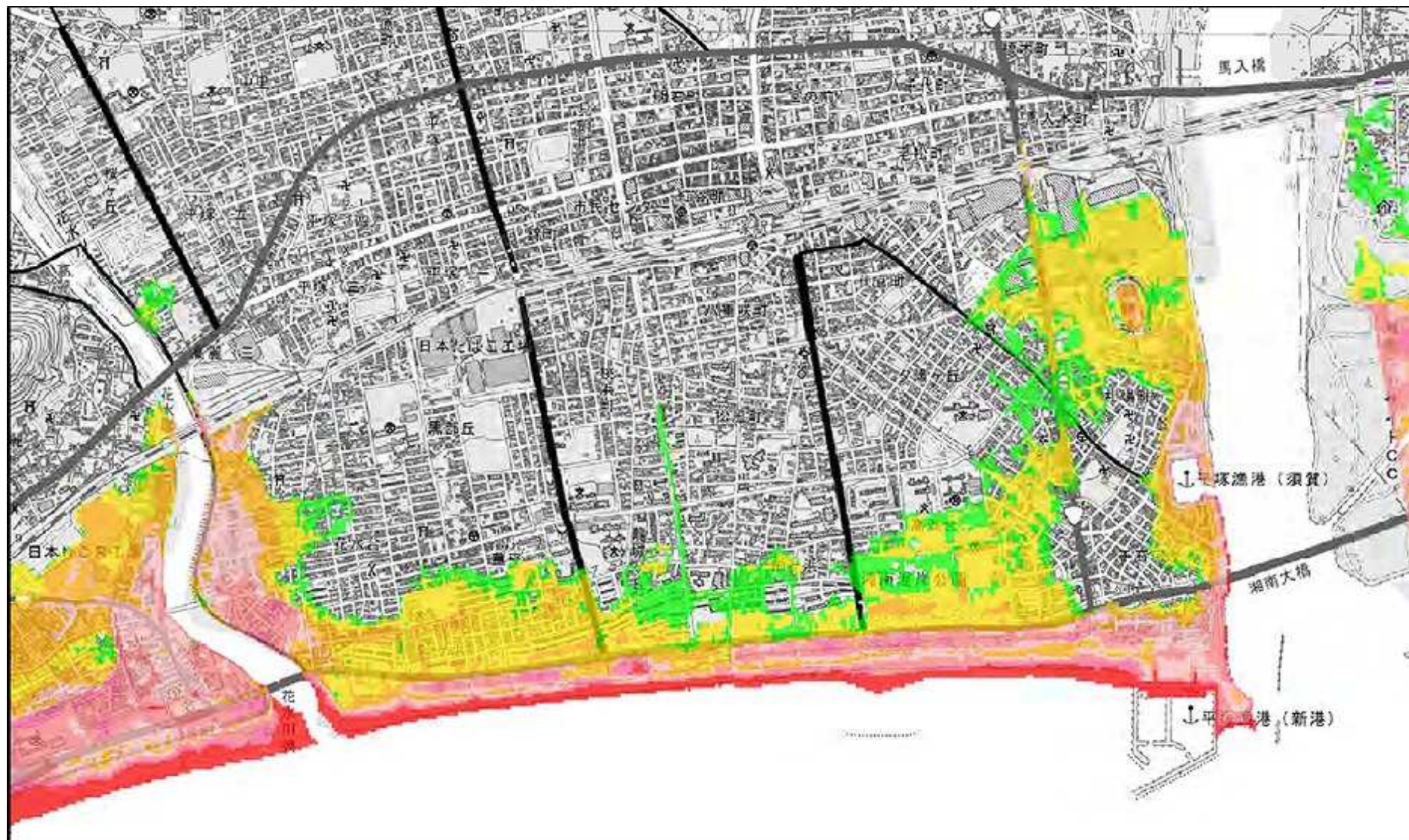
(12) 水門の管理

相模川及び金目川の水門の適切な管理体制を構築するとともに、遠隔操作化を進めます。

(13) 津波防災地域づくりに関する法律の推進

平成23年12月に制定された津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、県と連携した対策を進めます。

資料1 神奈川県津波浸水想定図



資料2 避難対象区域

【避難対象区域】 <大津波警報・津波高5m又は10m>

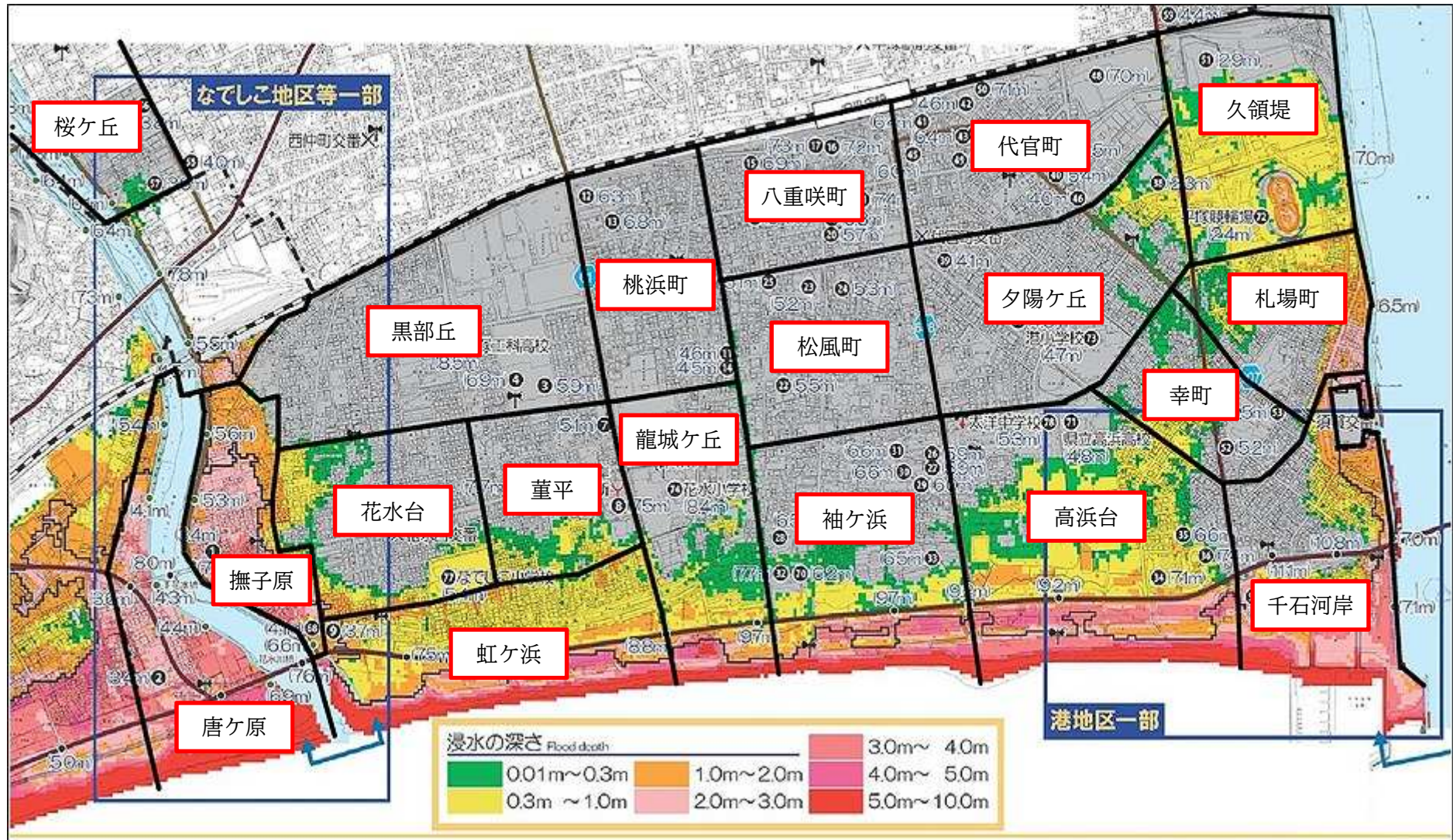
地区	大字	自治会
港	夕陽ヶ丘	夕陽ヶ丘自治会、グレースシアパーク自治会
	代官町	代官町自治会
	幸町	幸町自治会
	千石河岸	千石河岸自治会
	札幌町（一部）	札幌横町自治会
	久領堤、 札幌町（一部）	須賀北自治会
	高浜台	高浜台自治会、パークサイド平塚自治会、 湘南高浜台ハイツ自治会
花水	董平	董平自治会
	虹ヶ浜	虹ヶ浜東部自治会
	龍城ヶ丘	龍城ヶ丘自治会
	袖ヶ浜	袖ヶ浜自治会
	桃浜町	桃浜町自治会
	松風町	松風町自治会
なでしこ	撫子原	撫子原自治会
	花水台	花水台自治会
	虹ヶ浜	虹ヶ浜西部自治会
	黒部丘	黒部丘西部自治会
	唐ヶ原	唐ヶ原自治会、平塚ガーデンホームズ自治会
松原	馬入本町	馬入本町自治会
	老松町	老松町自治会
	馬入	須賀新田自治会
富士見	桜ヶ丘	桜ヶ丘自治会

【避難対象区域】 <大津波警報・津波高10m超>

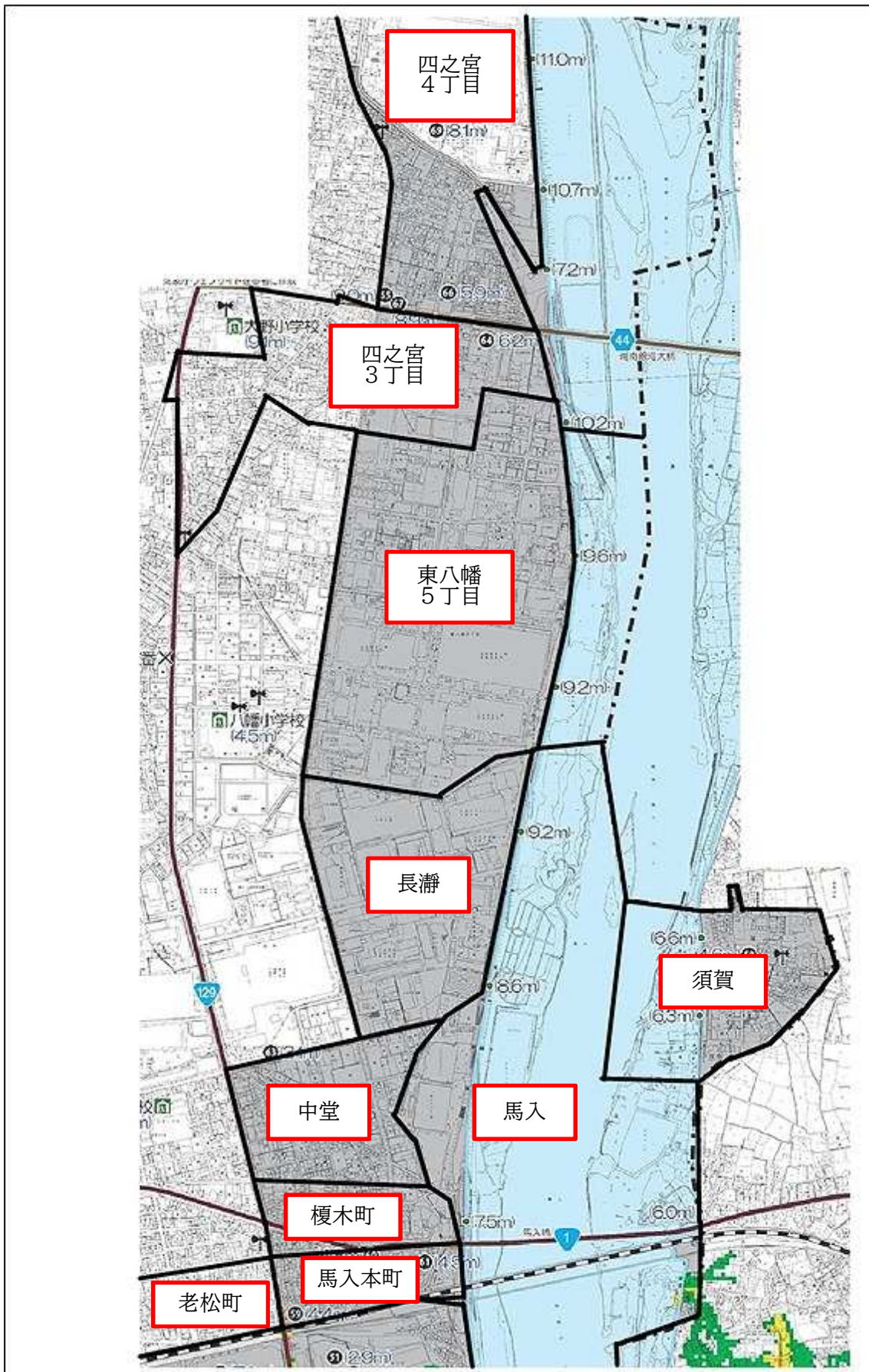
地区	大字	自治会
港	夕陽ヶ丘	夕陽ヶ丘自治会、グレースパーク自治会
	代官町	代官町自治会
	幸町	幸町自治会
	千石河岸	千石河岸自治会
	札幌町（一部）	札幌横町自治会
	久領堤、 札幌町（一部）	須賀北自治会
	高浜台	高浜台自治会、パークサイド平塚自治会、 湘南高浜台ハイツ自治会
花水	董平	董平自治会
	虹ヶ浜	虹ヶ浜東部自治会
	龍城ヶ丘	龍城ヶ丘自治会
	袖ヶ浜	袖ヶ浜自治会
	桃浜町	桃浜町自治会
	松風町	松風町自治会
	八重咲町	八重咲町自治会
	黒部丘	黒部丘東部自治会
なでしこ	撫子原	撫子原自治会
	花水台	花水台自治会
	虹ヶ浜	虹ヶ浜西部自治会
	黒部丘	黒部丘西部自治会、黒部丘第一親睦会
	唐ヶ原	唐ヶ原自治会、平塚ガーデンホームズ自治会
松原	馬入本町	馬入本町自治会
	老松町	老松町自治会
	榎木町、中堂、 馬入（一部）	榎木町中堂自治会
	長瀬	なし
	須賀、馬入（一部）	須賀新田自治会
富士見	桜ヶ丘	桜ヶ丘自治会
八幡	東八幡5丁目	高野町自治会
四之宮	四之宮3丁目	観音町第一自治会
	四之宮4丁目	東町自治会、通町自治会

※津波高10m超の場合は、津波ハザードマップにおけるバッファゾーンまで避難対象区域を拡大させる

資料3 避難対象区域図【南側】



避難対象区域図【北側】



資料4 津波避難ビル一覧表（令和2年9月現在）

1 公共施設（11か所）

	施設名称	所在地	一時退避可能場所	収容可能人数
1	太洋中学校	高浜台 7-1	校舎の上層階	—
2	県立高浜高校	高浜台 8-1	校舎の上層階	—
3	平塚競輪場	久領堤 5-1	施設の上層階	—
4	港小学校	夕陽ヶ丘 22-1	校舎の上層階	—
5	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62	校舎の上層階	—
6	浜岳中学校	龍城ヶ丘 4-26	校舎の上層階	—
7	県立平塚工科高校	黒部丘 12-7	校舎の上層階	—
8	なでしこ小学校	花水台 42-1	校舎の上層階	—
9	撫子グリーンハイツ	撫子原 12-64	屋上部分	約 190 人
10	相模川流域下水道 右岸処理場	四之宮 4-19-1	管理棟3階大会議室及びテラス、 屋上部分	約 1,260 人
11	なぎさふれあい センター	袖ヶ浜 20-1	屋上	約 330 人

2 民間施設（66か所）

	施設名称	所在地	一時退避可能場所	収容可能人数
1	サニーレジデンス平塚Ⅰ	撫子原 9-9	3階の通路部分	約10人
2	介護老人福祉施設 平塚富士白苑	唐ヶ原 1	屋上	約70人
3	オーシャンステイツ湘南 平塚グランフィールド	黒部丘 6-19	3～5階の通路部分	約765人
4	オーシャンステイツ湘南 平塚オリビアシティ	黒部丘 6-48	3～5階の通路部分	約506人
5	ビオラハウス	董平 16-30	3～5階の通路及び階段部分	約46人
6	野崎ビル	董平 8-7	3階の廊下、3階～屋上への階段及び屋上部分	約300人
7	グランノエル湘南すみれ 平プレミアムコースト	董平 1-5	3～10階の通路及び階段部分	約340人
8	パレ平塚すみれ平	董平 12-12 董平 15-1	1番館 3～9階の通路及び階段部分 2～4番館 3～8階の通路及び階段部分	約1,190人
9	ダイアパレス湘南虹ヶ浜 オーシャンビュー	虹ヶ浜 24-25	4～10階の通路及び階段部分	約300人
10	サーパス湘南龍城ヶ丘	龍城ヶ丘 2-33	3～5階の通路及び階段部分	約160人
11	レジェンド湘南平塚	桃浜町 30-5	3～5階の通路及び階段部分	約65人
12	オハナ 平塚桃浜	桃浜町 8-5	3～7階の共用廊下及び屋外階段、屋上の緊急スペース	約908人
13	グランマーレ湘南アプレ	桃浜町 6-16	3～10階の通路及び階段部分	約200人
14	レジデンス平塚	桃浜町 31-4	3～5階の通路及び階段部分	約140人
15	株式会社 葦 本社ビル	八重咲町 12-28	屋上・外階段	約200人
16	神奈中本社ビル	八重咲町 6-18	3～9階の廊下	約608人
17	グランドホテル神奈中 平塚別館	八重咲町 7-37	3～7階の廊下	約223人
18	藤和シティホームズ平塚 八重咲Ⅱ	八重咲町 23-29	3～5階の通路及び階段部分	約50人
19	平塚八重咲町三和プラザ	八重咲町 18-27	3～6階の廊下及び階段部分	約160人
20	グラン・クロワージュ平塚 八重咲	八重咲町 23-23	3～6階の通路及び階段部分	約150人
21	藤和シティホームズ平塚 八重咲	八重咲町 24-34	3～8階の通路及び階段部分	約210人
22	ソレイユ松風	松風町 28-41	3～5階の通路及び階段部分	約160人

23	マスターズアドレス湘南 松風	松風町 19-6	3～5階の通路及び階段部分	約610人
24	日立平塚ハウス		(令和元年10月に指定解除)	
25	ビッグヴァン平塚松風町	松風町 20-26	3～5階の通路部分	約50人
26	ふれあい平塚ホスピタル	袖ヶ浜 1-12	5階の一部	約150人
27	湘南ふれあいの園平塚	袖ヶ浜 1-12	6階の一部	約80人
28	横浜ゴム株式会社 湘南セミナーハウス	袖ヶ浜 19-15	3～4階廊下及び階段	約110人
29	湘南袖ヶ浜レジデンス オーシャンフロント・マリ ンテラス棟	袖ヶ浜 1-12-1	3～10階の通路部分	約400人
30	湘南袖ヶ浜レジデンス ガーデンヴィラ棟	袖ヶ浜 1-12-2	3～5階の通路部分	約150人
31	湘南袖ヶ浜レジデンス シーガルコート棟	袖ヶ浜 1-12-3	3～5階の通路部分	約150人
32	オハナ平塚袖ヶ浜	袖ヶ浜 20-46	3～5階の共用廊下及び屋外階段、屋上の 緊急スペース	約379人
33	藤和シティホームズ湘南 袖ヶ浜ブリーズステージ	袖ヶ浜 5-11	3～4階の通路及び階段部分	約35人
34	ダイアパレスグランデー ジ湘南平塚	高浜台 30-3	4～10階の通路及び階段部分	約1,340人
35	アイディーコート平塚海 岸	高浜台 27-22	3～5階の通路及び階段部分	約70人
36	パークサイド平塚	高浜台 29-1	1号棟4～6階の通路部分、2・3・4号 棟 4～7階の通路部分	約648人
37	ジュネパレス平塚第16	夕陽ヶ丘 27-21	3～4階の通路及び階段部分	約57人
38	グレースパーク湘南平 塚	夕陽ヶ丘 63-12	4～15階の通路及び階段部分	約1,780人
39	夕陽ヶ丘テラス	夕陽ヶ丘 36-16	3～4階の通路及び階段部分	約25人
40	医療法人社団 松和会 望星平塚クリニック	代官町 23-1	屋上	約200人
41	ライオンズシティ平塚	代官町 3-8	3～14階の階段部分	約66人
42	米善ビル(ダンロップスポ ーツクラブ平塚)	代官町 1-16	3階ゴルフレンジ及びスタジオ、4階テニ スコート	約2,170人
43	プレステージ代官町	代官町 6-3	3階バルコニー、3～5階の通路及び階段 部分	約98人

44	代官町ビル	代官町 6-5	3～5階の通路及び階段部分	約34人
45	サングレイス湘南平塚駅前	代官町 10-7	3～9階までの階段部分	約35人
46	レクシオ平塚代官町	代官町 23-21	3～8階の通路及び階段部分	約90人
47	サーパス湘南代官町	代官町 25-12	3～7階の通路部分	約170人
48	OSC湘南シティ	代官町 33-1	3階～屋上の駐車場通路部分	約21,100人
49	エクセルマンション平塚	代官町 7-35	3～5階の通路及び階段部分	約55人
50	日神パレステージ湘南平塚	代官町 1-35	3～10階の通路及び階段部分	約208人
51	ユニディ湘南平塚店	久領堤 1-2	屋上駐車場部分	約5,000人
52	パテラスクエア平塚	幸町 27-19	3～5階の通路及び階段部分	約117人
53	ポートテラス浦田	幸町 26-15	3階の通路部分	約15人
54	シーサイドパレス平塚	千石河岸 49-1	3～6階の通路及び階段	約340人
55	カルチャーBONDS平塚	平塚 5-23-12	3～4階部分、屋上	約2,031人
56	伊勢忠ビル	桜ヶ丘 2-13	3～4階の通路及び階段部分、屋上部分	約70人
57	ダイアパレス平塚第2	桜ヶ丘 1-15	3～5階の通路及び階段部分	約87人
58	大東化学 平塚社宅	須賀 2654-1	2階以上の共用部分	須賀新田 地区住民
59	マーレTAKEI四番館	馬入本町 1-5	3～5階の通路及び階段部分	約25人
60	ハイツ蔵邸	馬入本町 12-13	3～4階の通路及び階段部分	約20人
61	グランシティユーロレジ デンス平塚	馬入本町 15-13	3～9階の通路及び階段部分	約320人
62	メゾン榎木町	榎木町 4-40	3～4階の通路及び階段部分	約35人
63	日産車体株式会社 本社 本館	堤町 2-1	屋上部分	約705人
64	マーメイド湘南	四之宮 3-25-32	3～4階の通路及び階段部分	約45人
65	レオグランデ	四之宮 4-1-2	3～9階の通路及び階段部分	約180人
66	エスポワール1	四之宮 4-3-33	3～4階の通路及び階段部分	約60人
67	スカイグランデ	四之宮 4-1-16	3～8階の通路及び階段部分	約305人
79	平塚ガーデンホームズ	唐ヶ原 123-2	1号棟 4～6階の踊り場及び階段部分 2号棟 4～6階の通路及び階段部分	約202人

※表中にある番号は、「逃げ地図」中にある番号を指します。

24番 日立平塚ハウスは、令和元年10月31日付で津波避難ビルの指定が解除となっています。

資料5 津波避難展望台

○概要

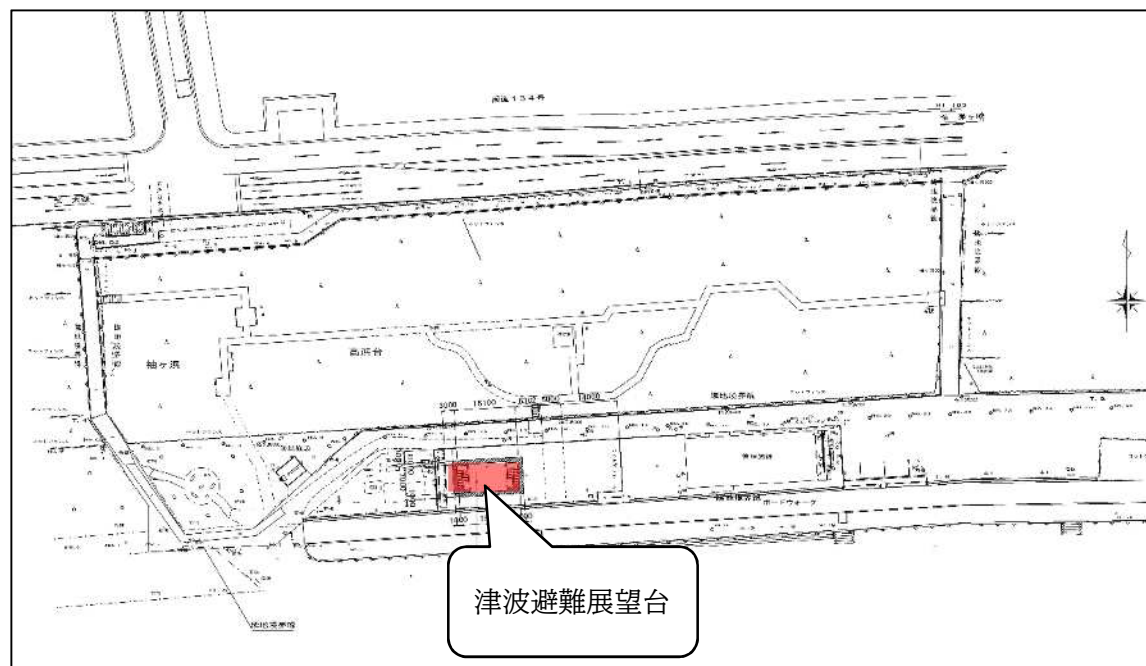
設置場所：平塚市高浜台33-1 湘南ひらつかビーチパーク内

構造：鉄骨造（タワー型）

階数：地上2階（避難階の高さ 海拔 12.12m）

収容人数：約360人

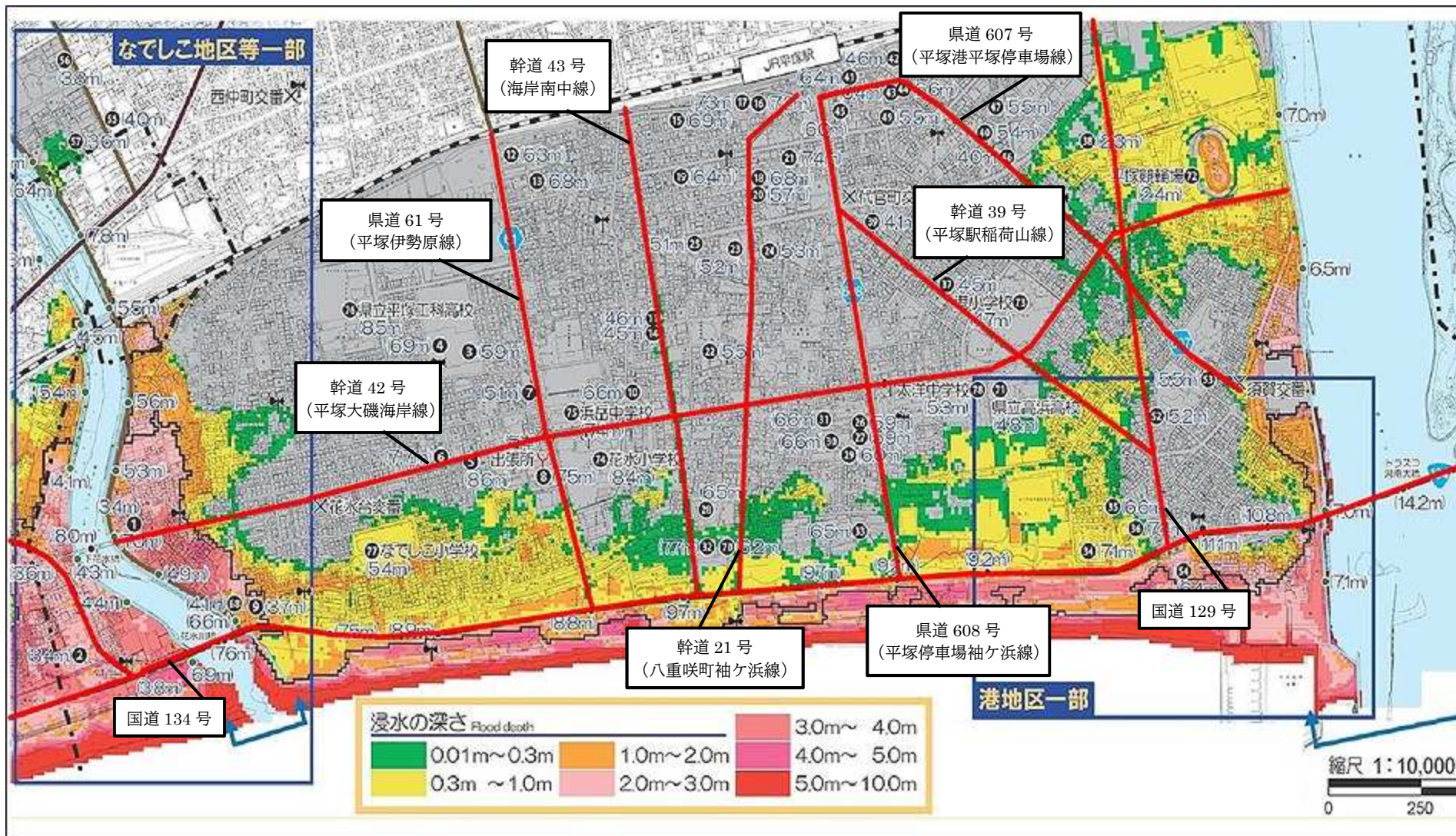
○配置図



○現地写真



資料6 津波避難路図



資料7 神奈川県における津波フラッグ取扱基準

神奈川県における津波フラッグ取扱基準

この基準は、気象業務法などの関係法令、規則及び「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドラインに定められているもののほか、神奈川県における津波フラッグの取り扱いの詳細を定めるものです。

1 位置付け

津波フラッグの掲出は津波注意報、津波警報及び大津波警報(以下「津波警報等」という。)の伝達、避難の呼びかけのために行うものです。

2 仕様等

(1) 形は四角形とし、できるだけ多くの海水浴場等において取り組まれるよう、短辺1m程度以上を目安とすること以外は、大きさについての統一はあえて行わないこととします。

(2) ただし、視認性を確保し、効果的な普及や伝達を図るために、次のとおり形状、大きさの参考例を定めます。

① マリンスポーツをされている方等へ伝達する場合

ア 旗の形状を使用する場合

短辺を2m以上、長辺を3m以上とする長方形
(短辺と長辺の長さが等しい正方形も含みます。)

イ 懸垂幕の形状を使用する場合

短辺を1m程度、長辺を2m以上とする長方形

② 海水浴場で遊泳する方等へ伝達する場合

ア 旗の形状を使用する場合

短辺を1m程度、長辺を1.2m以上の長さとする長方形
(短辺と長辺の長さが等しい正方形を含みます。)

イ のぼり旗の形状を使用する場合

短辺を1m程度、長辺を3m程度の長さとする長方形

ウ 懸垂幕の形状を使用する場合

短辺を1m程度、長さを1.5m以上とする長方形

3 掲出者の安全確保

(1) 津波フラッグの掲出に当たっては、掲出者をあらかじめ定めておく必要がありますが、迅速な掲出のため、幅広く掲出者を設定する必要があります(ライフセーバーが避難誘導、率先避難の際に掲出する等)。

(2) 迅速な掲出のため、数分で掲出できる方法を原則とします。

(3) 掲出はあくまで掲出が可能な範囲で行うものとし、掲出者が津波被害に遭わないよう、予定されている掲出者に趣旨の徹底を図ります。

4 伝達対象者

津波フラッグの伝達対象者は海水浴場等の利用者とします（海水浴場等を利用しようとする者を含みます）。また、陸地からの音声による伝達が困難である、海上でマリンスポーツをされている方等を特に伝達すべき対象者とします。

5 掲出時間

原則として、津波フラッグの視認が可能な日の出から日没までに津波警報等が発表された場合等に限り行うこととし、掲出時間は津波警報等が発表されてから解除されるまでの間とします。

6 誤認防止

津波フラッグの掲出を行う地域においては、津波フラッグの掲出と誤認されないよう、赤と白の格子模様の布などの掲出を控えるよう周知します。

附則

この基準は、令和2年8月17日から施行します

平塚市津波避難計画

発行・編集 平塚市市長室災害対策課

当初発行年月 平成31年（2019年）3月

※令和5年（2022年）1月修正版